

令和4年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁総合政策局総合政策課）

項 目 名	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた所要の措置											
税 目	—											
要 望 の 内 容	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、民間ファイナンスを通じた資金繰り支援等を行うため、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">平年度の減収見込額</td> <td style="padding: 2px;">—</td> <td style="padding: 2px;">百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（制度自体の減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">（改正増減収額）</td> <td style="padding: 2px;">（</td> <td style="padding: 2px;">— 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	—	百万円	（制度自体の減収額）	（	— 百万円）	（改正増減収額）	（	— 百万円）
平年度の減収見込額	—	百万円										
（制度自体の減収額）	（	— 百万円）										
（改正増減収額）	（	— 百万円）										
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等を行う。</p> <p>(2) 施策の必要性 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、事業者の資金繰り支援等を行う必要がある。</p>											

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	横断的施策－2 業務継続体制の確立と災害への対応
		政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の資金繰り支援等を行う。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた所要の措置を要望している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
要望の措置の妥当性		—	

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—	